

令和3年第1回定例会（4月15日） 産業観光分科会会議録

書記 佐藤宏生 録

招集年月日時 令和3年4月15日（木曜日）

予算特別委員会終了後

招 集 場 所 議事堂 産業観光委員会室

本定例会（4月15日）における案件（分科会）

1 議案第123号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第2号）
の関係部門

令和3年4月15日（木曜日）

本日の会議案件

1 席順の決定

2 会議録署名員の指名

3 議案第123号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第2号）
（観光文化スポーツ部及び産業労働部の関係部
門）

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席分科員

会 長	原 幸 子
副会長	北 林 丈 正
分科員	瓜 生 望
分科員	渡 部 英 治
分科員	石 川 ひとみ
分科員	小 野 一 彦
分科員	鈴 木 洋 一

書 記

議会事務局議事課	佐 藤 宏 生
議会事務局政務調査課	阿 部 秀 樹
観光文化スポーツ部	
観光戦略課	伊 藤 正 人
産業労働部産業政策課	木 村 高 志

会 議 の 概 要

午前11時30分 開議

出席分科員

会 長	原 幸 子
副会長	北 林 丈 正
分科員	瓜 生 望

分科員	渡 部 英 治
分科員	石 川 ひとみ
分科員	小 野 一 彦
分科員	鈴 木 洋 一

説 明 者

観光文化スポーツ部長	嘉 藤 正 和
観光文化スポーツ部次長	岡 部 研 一
観光文化スポーツ部次長	佐 藤 功 一
インバウンド推進統括監	益 子 和 秀
観光戦略課長	笠 井 潤
観光振興課長	佐々木 一 生
秋田うまいもの販売課長	柴 田 靖
交通政策課長	小 松 勝 統
文化振興課長	安 田 路 子
スポーツ振興課長	佐々木 重 夫

書 記

議会事務局議事課	佐 藤 宏 生
議会事務局政務調査課	阿 部 秀 樹
観光文化スポーツ部	
観光戦略課	伊 藤 正 人
産業労働部産業政策課	木 村 高 志

会長

ただいまから、本日の予算特別委員会産業観光分科会を開きます。

初めに、瓜生望議員が本委員会の委員となりましたので、席順についてお諮りします。

席順は、ただいま着席しているとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と叫ぶ者あり】

会長

御異議ないものと認めます。

席順は、ただいま着席しているとおりに決定します。

次に、瓜生望委員から自己紹介をお願いします。

【瓜生望委員が自己紹介】

会長

次に、執行部の新任の説明者の紹介をお願いします。

観光文化スポーツ部長

【自己紹介を行った後、説明者を順次紹介】

会長

次に、委員会の新任の担当書記を紹介します。

議会事務局議事課佐藤宏生書記、同じく政務調査課阿部秀樹書記、併任書記木村高志書記、以上であります。

次に、分科会会議録署名員を指名します。分科会会議録署名員には、鈴木洋一分科員、小野分科員を指名します。

次に、本日の補正予算関係の議案の審査については、観光文化スポーツ部、産業労働部の順に行います。

観光文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。

議案第123号のうち、観光文化スポーツ部に係る部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

観光振興課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

会長

以上で説明は終了しました。

観光文化スポーツ部関係の議案の質疑を行います。

渡部英治分科員

確認も含めながら質問します。まず、「旅して応援！」あきた県民割事業は、国からの臨時交付金で対応するもので、県内のプレミアム宿泊券と違って申し込んだら全て対象可能とのことですが、総額32億円という上限は限りなく大きいですが、どのくらいまで対応できるのですか。

観光振興課長

今回の予算額の算出に当たって想定する宿泊民泊に関しては、コロナ感染以前の令和元年の4月、5月の宿泊人数が65万人ぐらいで、コロナの影響を受けた昨年4月、5月の宿泊者数が10万人くらいでした。その差額と今プレミアム宿泊券も実施していますので、その分の多少の宿泊増しも考慮した上で約53万人がコロナの影響で宿泊減となることが見込まれています。その分の県内の各宿泊施設の稼働率を8割と想定して、約41万人泊の回復を県内の観光流動で見込めるように予算額を設定しています。

渡部英治分科員

ここに来て県独自の感染症の警戒レベルが2から3になり、特に私と会長の地元の大仙保健所管内で今クラスターが発生したということで、県内の旅行を推奨していくことについては、当然いろんなルールを守りながら、どんどん進めていけばいいのですが、行け行けどんどんというのは、若干心配です。その辺はどう考えていますか。

観光振興課長

この事業に参画する宿泊施設と、地域限定クーポン券を使用できるお土産物店や飲食店等には改めて感染症に対する注意喚起を通知していますし、しっかり守って取り組んでほしいと思っています。また、旅行する皆さんについても、くれぐれも注意して県内を旅行していただきたいと思っています。

渡部英治分科員

そういう形で行っていくしかないと思います。一方で東北デスティネーションキャンペーンがスタートしているという時期だからこそ、この旅して応

援事業の効果があるのだと知事が言っています。落ち込んでばかりいられないし、感染防止と経済の両立は当然なことです。PRの仕方などの対応、また一定のところだけ割引利用ができ、そうでないところが利用できないという——これは上限が50%で5,000円までとしていますし、地域限定クーポン券は、例えば負担に応じて1,000円、2,000円、あるいは対象外という段階があるようですが、このPR方法を工夫しなければいけません。せっかくこのくらいの予算をつけるので、対応して十分に効果を出すためにはPR方法が非常に決め手になると思いますが、その辺はどう考えていますか。

観光振興課長

今回の周知については、4月2日の制度の立ち上げ時に、まずは新聞広告を出しました。また、本日、地域限定クーポン券の開始を中心とした新聞広告を出しました。本日予算が承認されれば、また明日からテレビCMのほか、チラシを印刷して各振興局や市町村などに配布する予定にしています。その他いろいろなメディアに記事化や放映をしてもらって県民への周知を図っていきたいと思っています。

渡部英治分科員

分かりました。最後に部長に聞きます。先ほど東北デスティネーションキャンペーンの話をしたことが、いわゆる今まん延防止の特別重点措置が、宮城県など各県に出ています。そうしたことを考えると、せっかく機運が高まるときにちょっと大変だなと思いますが、対応はどう考えていますか。

観光文化スポーツ部長

東北デスティネーションキャンペーンについては、昨年からコロナの影響で観光事業者が相当打撃を受けている中、このキャンペーンを契機として全国から秋田にあるいは東北にお客さんから来てもらうということで事業者も大変期待しているところがありました。ただ、今感染症が再拡大していて、なかなか厳しい状況にありますので、当面は感染症の拡大を防ぐことが一番大事なことだと思います。まずはこういった事業を使いながら県民に県内流動していただいて、この機会に県内のいろいろな宿泊施設や観光地のいいところを楽しんでもらうことがまずは我々として取り組むべき重点的な課題と思っています。

石川ひとみ分科員

重なる部分もありますが、何点か伺います。一つは確認で、対象期間が5月31日までとなっていますが、ゴールデンウィークは外さないということなのですか。

観光振興課長

ゴールデンウィークも使えます。

石川ひとみ分科員

それから、4月2日以前に予約したのもオーケーとありますが、これは事業者側もしっかりとそこを理解して、宿泊した方にその旨を伝えるようにしていただけるものでしょうか。

観光振興課長

対象期間の旅行であれば、対象期間前に予約したのも当然対象になります。事後の還付もできますので、その点については立ち上げ当初、多少事務的な行き違い等もあるかもしれませんが、各事業者にしっかり対応するように伝えたいと思っています。

石川ひとみ分科員

利用者側にもなかなか伝わらない部分もあるかもしれないので、事業者側からもそのような趣旨を利用者に伝えていただくように是非徹底をしていただきたいと思います。先ほど5月31日までと渡部分科員からお話もありましたが、以前と違って期間が短いわけです。その中で大いに使っていただくとなれば、コロナ感染も今増えている状況ですので、以前はクーポンを買っていても未利用者がいたわけですから、不安でなかなか進まない部分があるだろうと思うのです。せっかくの事業を利用させていただくためには、周知徹底、PRをどのように——先ほど地域限定クーポン券についてチラシの話がありましたが、安全性を伝えていかないと利用はなかなか進まないと思います。観光宿泊業の安全性について、更に対策をしていて安全だというマークを付けることも含めてどのように考えていますか。

観光振興課長

対象施設については、感染症対策を十分していることも含めて、これからの周知において県民の皆様には伝わるようにしていきたいと思っています。

石川ひとみ分科員

地域限定クーポン券についてですが、前とはイメージが違って、金額的に段階を設けるようになっています。何か特別な理由があるものなののでしょうか。

観光振興課長

この「旅して応援！」あきた県民割事業ですが、そもそもの始まりが、国のG o T o トラベルのいわゆる地域、県内版の形で制度設計されています。前のG o T o トラベルですと2万円を上限という若干高額な割引きをしていたのですが、施設、料金も各宿泊施設で多岐にわたりますので、いろいろな施設で使えるような動機をお客様に作りたいということで、今回は割引上限額を5,000円に少し下げています。

石川ひとみ分科員

利用者側にとっては、あまりにも段階があると戸惑いもあるのかなとは思っていますので、そういったところは丁寧な説明が必要だと思います。先ほども言いましたように、期間は短いものの、金額としては

かなり大きな事業だと思うのです。今から先を心配する必要はないかもしれませんが、なかなか利用が増えない場合に、その後ですよね、これはどういうことまでを想定していますか。

観光振興課長

国のG o T o キャンペーンは今、停止中ですが、その期間に感染症が落ち着いている地域ではその地域の中で流動するような企画になっています。G o T o キャンペーンが始まれば、引き続き県内も含めた各地域を旅行できますし、始まらなければ——5月末が今の対象期間ですが——またこの事業のこの制度で延長することも考えられると思いますので、状況を見ながら対応していきたいと思っています。

石川ひとみ分科員

最後にします。多くの県民に利用していただくことが大事かと思いますが、今回は1人の方が何回も利用できるため、行けない人も当然いるわけで、そういった意味では県民の利用度からすると、多くの方に利用してもらうような、行ける人たちばかりではない利用の方法も今後は是非考えてほしいと思います。これは要望ですが、是非多くの県民に使っていただけるようにしてほしいと思います。

確認ですが、今回は県内の方が対象ですよね。県内の方と県外の方が一緒に行った場合、全員対象になるのですか、それとも秋田県民だけ対象になるのですか。

観光振興課長

県内の方のみが対象です。

原分科員

ある人から、何か施設で、まだはつきり事情把握できていない施設があったみたいで、県内の人2人が県外の人と一緒にいったら、県外の人がいるので全員対象外と言われたと聞きました。今、周知徹底のお話がありましたが、多分この短い期間なので、受け入れる施設もてんやわんやな状態ではないかと思います。もう一つ、県で出している宿泊券は期日が6月末までで、今度の「旅して応援！」あきた県民割事業は5月末までです。また、宿泊券はゴールデンウィーク期間中は使えない。「旅して」の事業はゴールデンウィーク期間中もオーケーなので、施設はすごく混乱していると思います。短い対象期間の中、周知徹底をどう図っていくのでしょうか。

観光振興課長

スタート当初のいろいろな行き違いなどで、お客様に御迷惑をお掛けした点多々あるかと思います。その点については反省しなければならないと思います。宿泊施設が中心になってこの制度を回していきますので、宿泊施設の皆様に対しては事務局を通じてマニュアルを丁寧にお知らせして、間違いのないようにしていきたいと思っています。

原分科員

間違った場合は、例えば遡って返金するなどの対応は考えているものですか。

観光振興課長

還付についても、お客様とのやり取りなど発生すると思いますが、対応していきたいと思っています。

会長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

会長

ここで観光文化スポーツ部関係の議案に関する質疑を終了します。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開は1時15分とします。

午前11時53分 休憩

午後 1時14分 再開

出席分科員

会 長	原 幸 子
副会長	北 林 丈 正
分科員	瓜 生 望
分科員	渡 部 英 治
分科員	石 川 ひとみ
分科員	小 野 一 彦
分科員	鈴 木 洋 一

説 明 者

産業労働部長	猿 田 和 三
産業労働部次長（兼）	
産業技術センター所長	斉 藤 耕 治
新エネルギー政策統括監	齊 藤 篤
食品産業振興統括監	
（兼）観光文化スポーツ部次長	
	渡 部 謙
産業労働部参事	
（兼）エネルギー・資源振興課長	
	阿 部 泰 久
産業政策課長	今 川 聡
デジタルイノベーション戦略室長	
	小 林 栄 幸
地域産業振興課長	齊 藤 大 幸
輸送機産業振興室長	杉 山 重 彰
産業集積課長	松 井 信 光
商業貿易課長	佐 藤 裕 之
雇用労働政策課長	仲 村 陽 子
公営企業課長	佐 藤 徹
発電所建設室長	茂 内 孝

会長

分科会を再開します。

産業労働部関係の議案の審査を行います。

議案第123号のうち、産業労働部に関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

産業政策課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

地域産業振興課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

会長

以上で説明は終了しました。

産業労働部関係の議案の質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

小野一彦分科員

産業政策課長にお尋ねします。秋田県飲食店緊急支援事業についてですが、この給付金は本当にありがたいと思います。その中で、50%要件——対前年または前々年比50%以上減少という線を引いたのは、どういう考え方あるいは根拠がありますか。

産業政策課長

50%に設定したのは、やはり飲食店、持ち帰り、配達、飲食サービス業で固定費に食い込むところが大体この線ではないかと思っていまして、例えば家賃や人件費といったところまで来るようであると、なかなか事業継続が難しいかなと思います。そこまで苦しいところに対して、重点的に助成していきたいというところです。

小野一彦分科員

県政協議会でも松田議員が指摘していましたし、私もさっき秋田市内の飲食店組合の役員の方に問合せをしてみました。ちょうど今の時期は、社会保険の納付を1年延期したり、あるいは制度融資が1年経過したりして、いろいろな制度で厳しい状況の中で——当然納税義務なのですが、そういう負担がまた増えて厳しい状況があって——50%でなくても40%という方々でも厳しいところがあるのではないかと思います。対前々年度ということになれば多くのところが該当するかもしれませんが、そこら辺はどう考えていますか。

産業政策課長

前年ですと、少しコロナの影響があったりするときもありますので、それで前々年度との比較もするようにしたところでした。また、年末年始で年間の売上げの4割を占める方もいらっしゃいますので、特に12月から4月を対象にしましたので、忘年会、新年会、歓送迎会も加味して、こういったときに大きく減少した人はやはり年間を通してかなり大変なのだろうということでこういうシステムにしました。ただ、全部を平均して出すのは難しいので、まず一月でも50%を下回ったら救うような形にした

ところでした。

小野一彦分科員

この事業を実施するにあたり、まずPRを隅々までしていただくことと併せて、40%や30%の減少でももちろん厳しいわけなので、そういう事業者へのケアもきちんとほかの制度の活用も含めて連携して相談に乗るとか、あるいは制度融資の柔軟な運用をするとか、そういうことも含めて総合的に進めてほしいのですがいかがですか。

産業政策課長

お金としての支援金はこの制度で対応しますが、このほかにも環境整備の補助金やほかの制度も用意しています。商店街や飲食店街の制度も今進めていますので、そういったところで使っていただき、少しでも役立てていただきたいと思います。また、減少率が50%未満の方であっても制度融資を継続して設定していますので、利用していただきたいと思います。

石川ひとみ分科員

先ほどの話ですと、これまでにそれなりに維持してきても、2年前と比べて本当に一月だけでも50%減少したところは対象にするということですか。

産業政策課長

例えば12月だけとか1月だけが50%を下回っていれば対象になります。

石川ひとみ分科員

大変ありがたい支援だと思います。事務委託のところですが、県内で受けるのはどんな事業者ですか。

産業政策課長

これまでの別の事業を委託したところが、もしかしたら受けてくれるのではないかとということで交渉しています。

石川ひとみ分科員

選定基準があるかどうか分かりませんが、選定基準をクリアして、内々に決まっているということになりますか。

産業政策課長

実は時間があまりなかったものですので、完全に相手からの了解は得ていませんが、話を今進めているところです。

石川ひとみ分科員

今後のスケジュールが記載されていますが、選定して受付を開始するのが5月、そこから8月の受付終了まで数か月あるわけですが、丁寧な対応をしないと——業者に浸透してればいいですが、せっかくの支援事業が伝わらなければ残念なことだと思います。伝え方のスケジュールはどうなっているのでしょうか。

産業政策課長

まずはホームページであったり、市町村であった

り関係団体に周知をお願いしますし、委託が始まりましたら、例えば新聞広告など、いろいろな手法を使ってPRしていきたいと思っています。

石川ひとみ分科員

昨年以來、コロナで業者もそういった手続等には関心を持っていると思いますので目にするように——事業者側もそうだと思いますが、——丁寧に対応していてもらいたいと思います。

産業政策課長

そのとおり実施していきたいと思います。

渡部英治分科員

関連して、先ほど県政協の話がありました。秋田市でも同じような10万円と20万円の支援金ですが、これは申請などの条件は同じということでしょうか。

産業政策課長

できるだけ同じものを使っていただけるようにしたいと思っています。期間について、秋田市は1月から3月ですが、県は12月から4月までになっており、秋田市に申請した人は県にも申請できるような形を作っていくことにしています。また、秋田市で申請した方であれば、添付書類はある程度簡素化できていると思っています。

渡部英治分科員

今申請書類の話が出ました。先ほどの県政協のときもちょっと尻切れトンぼで終わってしまいました。客観的な証拠書類といいますか…。極力簡素化、そしてなるべく申請の後の支給も速やかにされることは、非常に大事です。証拠になる書類について秋田市も同じことと思いますが——従来の雇用調整助成金などでありましたね。いろいろ不正があったりなどするのを防ぐためにきちんとやることはやるのですが、使い勝手のいい形にすること、速やかに支給されることが最も大事だと思いますが、その2点についてはどうですか。

産業政策課長

飲食店として営業していることが当然必要です。で、営業許可の写しや申請書の頭紙、そのほかに実際には税務申告の写しや決算書なども付けていただきますが、例えば市と重複する部分については、市の決定通知書があるとすればその写しでオーケーにしようというところもあります。一月の売上げについては、基本的には売上台帳のコピーを付けていただこうと思っています。

渡部英治分科員

支給までの期間はいかがですか。

産業政策課長

期間については、最初はどうしても申請が集中する場合がありますので、最初の頃は1か月程度は掛かるのではないかと考えています。順調に回ってい

きますと、2、3週間で支払いができるのではないかと思います。

渡部英治分科員

支給は速やかにしてもらいたいと思います。ずっと思っていますが、この申請書類に、税務のいわゆる確定申告や自分で払った分の青色申告などいろいろありますが——申請というのは、統一台帳みたいなものがあって、それに添付書類を付けるような形だと受け止めています。統一した台帳はありますか。

産業政策課長

台帳として統一したものは、例えば売上台帳ですと、その事業者ごとに自分たちで作ったものがあると思いますので、そういった形になるかと思います。また、税務申告など所定の様式がありますので、そちらのコピーということになります。

渡部英治分科員

ちょっと聞き方が悪かったかもしれません。申請するときの統一様式みたいなものがあって、添付書類はそれぞれ違うかもしれませんが、幾らかでも簡単に簡潔にできるような、そういう親切というか、使い勝手というか——いろいろな事業所があるわけですし、1人で経営している方もいるし、税理士に頼んでいるとか、いろいろなことがあると思います。申請そのものがなかなかうまくいかない、その結果不備が出たりして、受付から支給までの間がすごくかかります。もう一回出し直しするとか、そういったのが結構声として聞かれるわけです。その辺を何かうまく対応できるようなことを考えてもいいのかなと。

産業政策課長

実は県でも秋田市を参考にしております。ポンチ絵を使って、こんなものをこんなふうに添付してくださいというような形を作っておりましたので、それに倣って申請書はこうで、添付書類はこれをこのように写しを付けてくださいというようなものを県でも用意したいと思っております。

渡部英治分科員

若干話題がずれて申し訳ありません。例えば持続化給付金の関係で不正受給が全国的にいろいろな問題になっています。秋田県ではそういった事案というのはあまりないわけですか。実態はどういうものですか。

産業政策課長

県では、持続化給付金の不正受給についての案件は、はっきりとは分からないものであり、そこはやはり支給する側の国でしっかり見ていただかないといけないのかなとは思っています。

渡部英治分科員

なぜ聞いたかという、これはやっぱり大変な状況にある飲食業の方々を救済すると、そういう意味

でまず現物支給なわけですよね。そうすれば、やっぱり性善説にのっとって対応するというのが県の姿勢だと思うのです。あまりに厳粛に、さっき言った申請などが非常に複雑になれば、せっかくの制度が利用されないで、あるいは申請できるのに申請しなかったり——これは非常に残念な話なので、さっきから出ているPCRも含めながら、やっぱり真摯な対応するというのは表裏一体のものではないかなと思っていますが、どう思いますか。

産業政策課長

できる限り要件に合致するものの数は少なくなるように、枚数が多くなならないような形ができるように考えてまいります。

渡部英治分科員

適切にお願いします。地域産業振興課長に伺います。PCR等検査中小企業支援事業ですが、非常的を射ている事業だと思います。一つ確認したいのは、県内の医療機関で受診するPCR検査、これは自主的に希望があれば実施すると理解していますがよろしいですか。

地域産業振興課長

これは、民間の医療機関が自費検査として提供しているPCR検査になります。そういったものを企業側で自主的に従業員に対して検査を受けさせる場合に補助対象とするものです。当然自由診療として行うものであり、無症状の場合に限定、という形になります。

渡部英治分科員

2分の1負担ですから、当然自己負担が2分の1があるわけです。県としては、2分の1が妥当かどうかは別にしても、そういう補助をしてまでもPCR検査を受けて、特に他県との往來の関係になるので、きっちりやってもらおうと。自主的に行うのももちろん分かりますが、できれば県外に行った場合は極力受けることを浸透させるためには若干疑問がありますが、その辺の兼ね合いはどうですか。

地域産業振興課長

提出資料の下段にも示しているように、先般4月7日ですが、県医師会と県商工会議所連合会からコロナ禍の中での経済と医療の両立に向けた一つの提言として、必要な経済活動を行いながら感染拡大を防ぐ仕組みについての提言があったところです。その中で、県内企業がどうしても経済活動の上で必要な県外出張に行き、戻ってきたときに自宅待機やリモートワークも含めて、経済活動にすぐ戻れない実態もあり——それとあわせて今回の両会からの提言を踏まえ、県医師会が県内の医療機関の協力体制を整備し——5日たってからPCR検査を受けていただければ、陽性、陰性の確度が非常に高くなるという提言もあり、5日以降に受けていただくとい

った指針をこれから準備していきます。あわせて商工会議所では、会議所連合会から中小企業に対してこうした仕組みの制度が動くという周知を図っていただきます。そういった連携の下に、県では費用負担を実施していく仕組みを今回構築しようとするものです。

渡部英治分科員

説明は十分分かりました。私が言わんとするのは、1回当たり2万2,000円から3万円の検査料がかかるわけです。当然検査すると自己負担もかかります。そういった意味では強制はできるわけではありませんが、主体的、自主的といいながらも、県外などに行った場合はできる限り検査する情勢をつくっていかねば駄目だと思います。せっかくいい制度が出来るから、徹底的に周知することは必要だと思います。部長、うなずいていますがどうですか。

産業労働部長

分科員のおっしゃるとおりです。ただ、今県内では、自由診療で検査ができる体制が5か所しかありません。したがって、民間企業の皆さんもこの制度を活用したいといっても、すぐ近くにこの医療機関があるかというところによってはまだ偏在していますので、この体制も整えつつ、企業の皆さんには積極的にこれを使ってくださいと周知していきます。これがあるので積極的に県外に行ってくださいというメッセージに受け止められても、またそれともうかと思うので、あくまでも必要最低限度の県外出張で、帰ってきたときには是非活用していただきたいというお願いはしていきたいと思っています。

石川ひとみ分科員

発熱があればお医者さんに行って、陽性であれば当然陽性者としての対応になって、その事業所の皆さんも公的にPCRを受けることになるでしょうけれども、説明のように発熱がない場合は5日経過してからとのことですが、私たちこのPCRの検査を要望してきた者にとっても大変ありがたいし、もっと早くからやっていただきたかったなという思いもあります。ただ、出張に行ってきた当事者以外の人たちも心配だと思うのです。職場の同じところにいる人たちのことも含めれば、本当はもう少し補助があれば、その方たちも受けやすいのではないかなと思います。行ってきた当事者ばかりではなくて、職場を同じくする人も不安だと思うので、できれば本当はそういう人たちも多く検査を受けられるような体制になれば良かったかなと思います。これはこういう事業なので、今後も含めての話です。5か月とおっしゃったけれども、5か月で区切っているものではないと思うので、今後の対応も含めて、さっき言った職場の仲間の皆さんも含めて——1事業所

当たり上限20件とありますが、それで収まる人数の事業所ばかりではないと思うので、そういったことも含めて今後に向けた考えはありますか。

地域産業振興課長

まずは、実際に従業員等が出張して帰県した場合に安定的に事業継続に移っていけるように事業を進めたいと思っています。今後につきましては、分科員の御意見等も踏まえて、幅を広げるといいますか——対象を広げる形になりますと、福祉などの関連部局との調整もいろいろ必要になってきそうかと思っていますので、そういったことも調整をしながら、そういったことができるか検討していきたいと思っています。

石川ひとみ分科員

単独で、この部だけではないかもしれないので、県として全体的に県民の不安を除去していく体制を是非考えていってもらいたいと思います。

委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

ここで産業労働部関係の議案の質疑を終了します。

本日の分科会を終了します。

散会します。

午後 1時47分 散 会